

◆◆ 申告がはじまります ◆◆

令和4年度（令和3年分）の確定申告、市・県民税、国民健康保険税の申告相談を行います。
申告が必要な方は、**期間内（令和4年2月16日～3月15日）**に申告をしてください。

★日程及び会場は最後のページ★

1. 申告が必要かどうかを判断する

ご自身は申告不要と思っても、申告が必要な場合があります。

みなさま、必ず申告フローチャート（1ページ）にて確認をしてください！

2. 申告相談へ行く・申告書を作成する

申告が必要な方はこの冊子を参考に、申告の準備や申告書の作成をしてください。

別紙 市・県民税 国民健康保険税 申告書（両面）・・・裏面も記入してください。

一般所得用 収支内訳書（両面）・・・事業（営業等）をされている方

農業所得用 収支内訳書（両面）・・・農業をされている方

医療費控除の明細書・・・医療費控除がある方

○自宅での申告書作成、郵送・e-Taxでの提出を推奨しています！

市県民税申告書・・・源泉徴収票などから、画面の指示に従って数字を入力することで、
個人住民税額を試算し、申告書の作成・印刷ができます。

武雄市 市民税

検索

提出は郵送で!!

確定申告書・・・国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご活用ください。
問い合わせ：武雄税務署（TEL：0954-23-2127）



確定申告

検索

提出はe-Taxで!!

左のQRコードからも「作成コーナー」をご利用できます。



3. 申告書等の提出

提出先：武雄市役所税務課、各申告会場
提出方法：持参 または **郵送**

問い合わせ・申告書送付先

〒843-8639

武雄市武雄町大字昭和 12 番地 10

武雄市役所 税務課 市民税係 宛

TEL：0954-23-9220

【お問い合わせに関するお願い】

申告期間中は担当職員が申告受付で不在となります。
申告期間中にお問い合わせいただいた場合、内容によっては翌日以降のご連絡になる場合もありますのであらかじめご了承ください。

国税庁のチャットボットでも相談できます。

右のQRコードからご利用ください



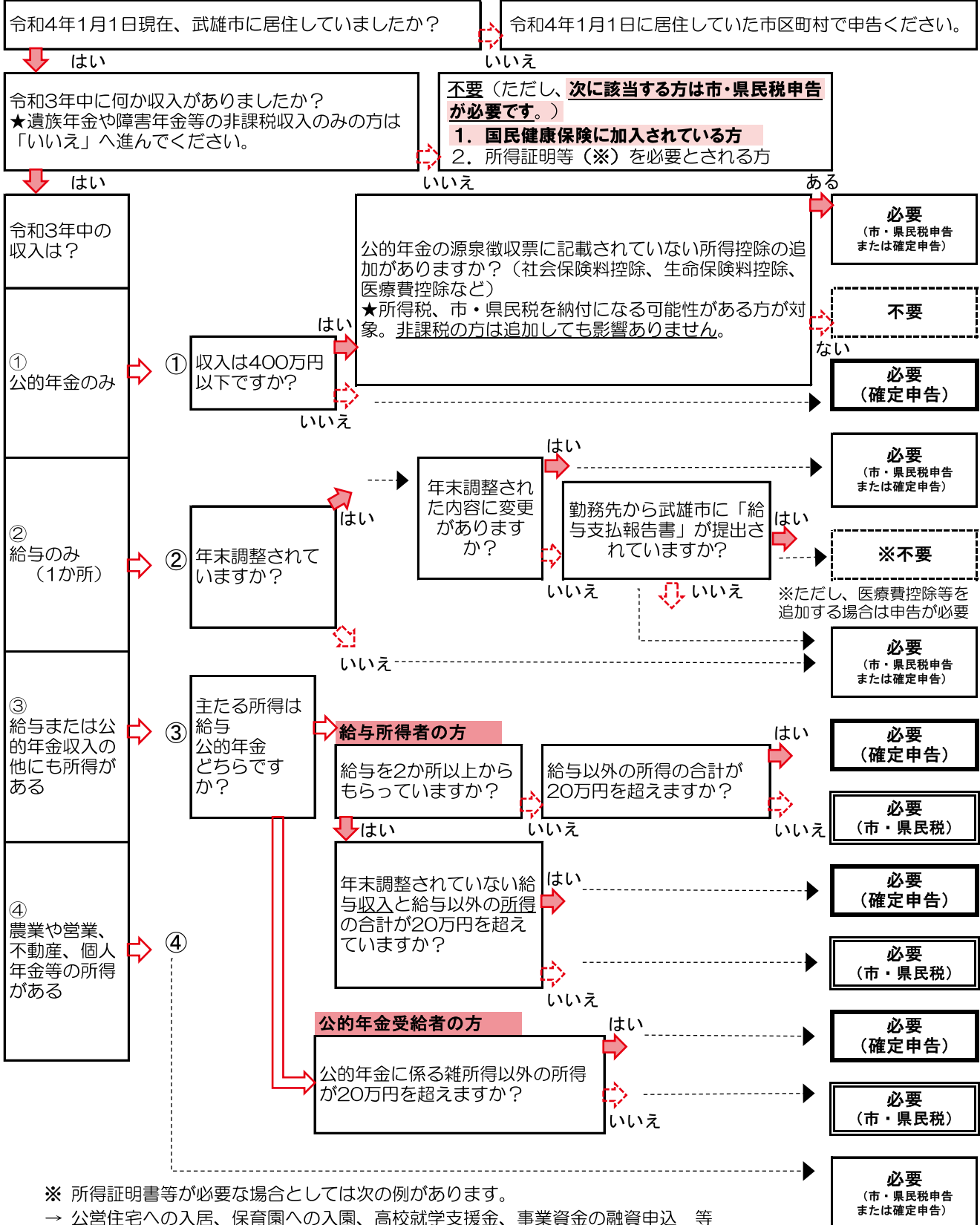
申告書を郵送する場合は、
上記宛名を切り取ってお使いください

申告フローチャート

市・県民税等の申告が必要となるか、参考にしてください。

なお、所得税の確定申告をされた方は、市・県民税等の申告は不要です。

【スタート】



「申告が必要」にあてはまった方でも、前年所得の合計額が38万円以下の方は申告不要です。

ただし、国民健康保険に加入している方は所得がなくても申告が必要です。
必ず申告書を提出してください。

収入・所得金額

所得名の数字は申告書の所得金額欄の数字と一致します。

① 営業等	卸売業、小売業、飲食業、サービス業などや、医師、弁護士、大工、左官、保険外交などの営業、農業以外の事業により生ずる所得。
② 農業	田、畑、果樹、養豚、養鶏などにより生ずる所得。
③ 不動産	貸家、貸間、貸アパート、貸地、貸店舗などにより生ずる所得。

◎ 営業等、農業、不動産所得のある方は別途収支内訳書の作成が必要。

◎ 平成 26 年から、営業、農業、不動産所得のある方は記帳・帳簿等の保存が義務付けられています。

④ 利子	公社債、預貯金の利子、公社債投資信託などの分配金。 所得税において源泉分離課税となったものは申告不要。
⑤ 配当	株式配当、出資配当などの所得。
⑥ 給与	給与、賃金、賞与などによる所得。 給与所得金額の計算については、次頁「表 1 給与所得金額速算表」をご覧ください。
⑦～⑩ 雑	⑦(公的年金等) 老齢年金(国民年金、厚生年金、共済年金)や恩給等による所得。 所得金額の計算については、次頁「表 2 公的年金等所得金額速算表」をご覧ください。 ⑧(業務) 副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的な所得。 ⑨(その他) <u>生命保険の年金(個人年金保険)</u> 、互助年金、原稿料、印税、講演料、貸金利子などにより生ずる所得。
⑪ 総合譲渡	土地、建物以外の資産(自動車、機械器具、ゴルフ会員権等)の譲渡による所得。 短期・・・その資産の保有期間が5年以下であったもの 長期・・・その資産の保有期間が5年を超えるもの ※特別控除額は 50 万円。
⑪ 一時	<u>生命保険の満期保険金や解約金</u> 、賞金・懸賞当せん金品、競輪等の払戻金などによる所得。 ※特別控除額は 50 万円。

◎ 個人年金保険や生命保険の満期保険金及び解約金も申告が必要です。

(所得が 20 万円以下の場合、確定申告は不要ですが、市・県民税申告は必要です。)

※ 土地、建物等の譲渡・山林所得・先物取引などによる所得がある方は申告書が異なりますので、市役所税務課までお問い合わせください。

事業専従者控除に関する事項

事業専従者	あなたと生計を一にする配偶者、または 15 歳以上の親族で 1 年を通じ 6 ヶ月を超える期間を専ら従事した人で、あなたが所得の計算上必要経費とすることができる控除額。 専従者控除額(イ)か(ロ)のうち低い方の金額 (イ)配偶者の場合 860,000 円 それ以外の場合 500,000 円 (ロ)(不動産所得+事業所得+山林所得)÷(事業専従者の数+1)
-------	---

給与所得金額及び公的年金等所得金額の計算については下記の表1及び表2をご覧ください。

表1 給与所得金額速算表（給与 収入→所得）

給与等の収入金額の合計額(A)	給与所得金額	
550,999 円まで	0 円	
551,000 円～1,618,999 円	(A)－ 550,000 円	
1,619,000 円～1,619,999 円	1,069,000 円	
1,620,000 円～1,621,999 円	1,070,000 円	
1,622,000 円～1,623,999 円	1,072,000 円	
1,624,000 円～1,627,999 円	1,074,000 円	
1,628,000 円～1,799,999 円	(A)÷4＝(B) 千円未満の端数切捨て	(B)×2.4＋100,000 円
1,800,000 円～3,599,999 円		(B)×2.8－80,000 円
3,600,000 円～6,599,999 円		(B)×3.2－440,000 円
6,600,000 円～8,499,999 円	(A)×0.9－1,100,000 円	
8,500,000 円以上	(A)－1,950,000 円	

表2 公的年金等所得金額速算表（公的年金 収入→所得）
<年齢 65 歳未満の方(昭和 32 年 1 月 2 日以降生まれ)>

公的年金の収入(A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
130 万円以下	(A)－ 60 万円	(A)－ 50 万円	(A)－ 40 万円
130 万円超 410 万円以下	(A)×75%－27.5 万円	(A)×75%－17.5 万円	(A)×75%－7.5 万円
410 万円超 770 万円以下	(A)×85%－68.5 万円	(A)×85%－58.5 万円	(A)×85%－48.5 万円
770 万円超 1,000 万円以下	(A)×95%－145.5 万円	(A)×95%－135.5 万円	(A)×95%－125.5 万円
1,000 万円超	(A)－ 195.5 万円	(A)－ 185.5 万円	(A)－ 175.5 万円

<年齢 65 歳以上の方(昭和 32 年 1 月 1 日以前生まれ)>

公的年金の収入(A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
330 万円以下	(A)－ 110 万円	(A)－ 100 万円	(A)－ 90 万円
330 万円超 410 万円以下	(A)×75%－27.5 万円	(A)×75%－17.5 万円	(A)×75%－7.5 万円
410 万円超 770 万円以下	(A)×85%－68.5 万円	(A)×85%－58.5 万円	(A)×85%－48.5 万円
770 万円超 1,000 万円以下	(A)×95%－145.5 万円	(A)×95%－135.5 万円	(A)×95%－125.5 万円
1,000 万円超	(A)－ 195.5 万円	(A)－ 185.5 万円	(A)－ 175.5 万円

●税金に関するQ & A

Q：生命保険が満期になったので保険金を受け取ったが、申告する必要がありますか？

A：保険金に限らず損害保険等についての満期保険金等で一時所得に該当する場合は申告が必要です。

保険料の負担者や被保険者、受取人によって税が違います。

負担者	被保険者	受取人	死亡 の場合	満期 の場合	傷病 の場合
Aさん	Aさん	Aさん		一時所得	非課税
Aさん	Aさん	Bさん	相続税	贈与税	非課税（親族） 一時所得
Aさん	Bさん	Aさん	一時所得	一時所得	同上
Aさん	Bさん	Bさん		贈与税	非課税
Aさん	Bさん	Cさん	贈与税	贈与税	非課税（親族） 一時所得

①一時所得の算式は

$\{(\text{受取保険金} - \text{支払保険料}) - 50 \text{ 万円}\} \times 1/2$

※贈与税、相続税は武雄税務署にお尋ねください。

(TEL: 0954-23-2127)

※年金方式で受け取った場合は、その年ごとの雑所得として税金がかかります。

②申告に必要な書類

- ・生命保険契約等の一時金支払調書
- ・損害保険金、共済金受取人別支払調書
- ・損害保険契約等の満期返戻金等の支払調書など

Q：給与以外の所得が20万円以下なら確定申告は不要ですね？

A：税務署への所得税の確定申告は不要ですが、市・県民税申告が必要です。

市・県民税の計算のために市・県民税申告が必要です。給与と給与以外の所得について記入した市・県民税申告書を提出してください。

※申告がもれていると、年度途中で所得を変更することになり、税額や保険料等に影響する場合があります。

市・県民税の計算方法と税率

◎市・県民税 均等割と所得割の合計額。

均等割額	市民税 3,500円 県民税 2,000円 計 5,500円
所得割額	(前年の所得 — 所得控除) × 税率(※) — 税額控除等 = 所得割額 ※税率 市民税 6% 県民税 4% (総合課税の場合 ※分離課税は税率が異なります)

◇市・県民税の非課税要件等 ※扶養親族数には平成18年1月2日以後生まれの年少扶養親族も含みます。

・均等割が非課税になる人

前年中の合計所得金額が38万円以下の人
扶養親族がいる場合、所得が次の算式で求めた金額以下の人
 $\{(\text{扶養親族数} + 1) \times 28 \text{ 万円}\} + 10 \text{ 万円} + 16 \text{ 万} 8 \text{ 千円}$

・所得割が非課税になる人

前年中の総所得金額等が45万円以下の人
扶養親族がいる場合には、所得が次の算式で求めた金額以下の人
 $\{(\text{扶養親族数} + 1) \times 35 \text{ 万円}\} + 10 \text{ 万円} + 32 \text{ 万円}$

・均等割、所得割両方とも非課税になる人

- ①生活保護法の規定により生活扶助を受けている人(1月1日現在)
- ②障がい者、未成年、寡婦、ひとり親で合計所得金額が135万円以下の人

控除

控除名の数字は、申告書内の控除欄の数字と一致します。

※「控除額」は、市県民税の金額を記載しており、所得税の控除額とは異なります。

②⑥雑 損 控 除	あなたや、生計を一にするあなたの家族(親族)が災害や盗難等にあい損害を受けた場合 ○(差引損失額－総所得金額等の10%の金額)と (差引損失額のうち災害関連支出額－5万円)のいずれか多い方の金額 ＜令和3年8月の大雨による災害を受けられた方へ＞ 税務課よりお送りした「損失額の計算書」をお持ちの方は市の申告相談会場にて受付します。計算書をお持ちでない方は、武雄税務署(Tel0954-23-2127)にて申告をお願いします。										
②⑦医 療 費 控 除	あなたや、生計を一にするあなたの家族(親族)の医療費を支払った場合 下記、(1)または(2)のどちらか一方のみ選択できます。 (1)従来の医療費控除 ○医療費実質負担額－(10万円又は合計所得金額等×5%のいずれか少ない方の金額) ＝ 医療費控除額(最高200万円) ※ 医療費実質負担額とは、令和3年中に支払った医療費の合計額から保険金等で補てんされる金額を差し引いた額です。 (2)セルフメディケーション税制 ○特定健康診査等を受けていて、対象となるスイッチ OTC 医薬品を購入し、年間購入額が12,000円を超えるとき、その超えた部分の金額が対象(上限金額:88,000円)										
③⑬社会保険料控除	あなたや生計を一にするあなたの家族(親族)が負担することとなっている社会保険料(国民健康保険税(料)、介護保険料、後期高齢者保険料、国民年金、農業年金等)を支払った場合 ○支払額の全額 ※家族(親族)が受け取る年金から天引きされる社会保険料は、年金を受け取った人の社会保険料控除となります。										
③⑭小規模企業共済等掛金控除	あなたが支払った下記の掛金がある場合 ・小規模企業共済法第2条第2項に規定する共済契約に基づく掛金 ・確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金または個人型年金加入者掛金 ・心身障害者扶養共済制度の掛金 ○支払額の全額 ※生計を一にする家族(親族)の掛金は控除できません。										
③⑮生命保険料控除	生命保険や生命共済などについて、あなたが支払った保険料がある場合 【生命保険料控除の計算】 (1)平成24年1月1日以後に締結した保険契約等【新契約】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間支払保険料の合計</th><th>控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td><td>支払額</td></tr> <tr> <td>12,000円超～32,000円以下</td><td>支払額×0.5+6,000円</td></tr> <tr> <td>32,000円超～56,000円以下</td><td>支払額×0.25+14,000円</td></tr> <tr> <td>56,000円を超える場合</td><td>一律28,000円</td></tr> </tbody> </table> 「一般生命保険料控除(A)」「介護医療保険料控除(B)」「個人年金保険料控除(C)」 適用限度額はA、B、C各28,000円だが、合計適用限度額は70,000円となる。 A(28,000円)+B(28,000円)+C(28,000円)=上限7万円 → 次ページへ続く	年間支払保険料の合計	控除額	12,000円以下	支払額	12,000円超～32,000円以下	支払額×0.5+6,000円	32,000円超～56,000円以下	支払額×0.25+14,000円	56,000円を超える場合	一律28,000円
年間支払保険料の合計	控除額										
12,000円以下	支払額										
12,000円超～32,000円以下	支払額×0.5+6,000円										
32,000円超～56,000円以下	支払額×0.25+14,000円										
56,000円を超える場合	一律28,000円										

			世帯コード			個人コード					
武雄市長様			現住所			業種又は職業					
			1月1日現在の住所			電話番号					
			提出年月日			世帯主の氏名					
			年 月 日			生年月日			続柄		
			署名又は記名押印			印			個人番号		

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

⑬ 社会保険料控除	社会保険の種類		支払った保険料		円				
	合計								
⑮ 生命保険料控除	新生命保険料の計		旧生命保険料の計		円				
	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計		円				
⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計		円				
⑰～⑲ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	⑰ 寡婦控除 〔 死別 生死不明 離婚 未帰還 〕		⑱ ひとり親控除		⑲ 勤労学生控除 (学校名)				
⑳ 障害者控除	フリガナ	氏名		障害の程度	級度				
	個人番号								
	フリガナ	氏名		障害の程度	級度				
	個人番号								
㉑～㉒ 配偶者控除、配偶者特別控除、同一生計配偶者	配偶者	フリガナ	氏名	生年月日	明・大・昭 平・令				
	個人番号			配偶者の合計所得金額	円				
㉓ 扶養控除	1	フリガナ	氏名	生年月日	明・大・昭 平・令	同居・別居の区分	同居 別居	続柄	
		個人番号			控除額	万円			
	2	フリガナ	氏名	生年月日	明・大・昭 平・令	同居・別居の区分	同居 別居	続柄	
		個人番号			控除額				
	3	フリガナ	氏名	生年月日	明・大・昭 平・令	同居・別居の区分	同居 別居	続柄	
		個人番号			控除額				
	4	フリガナ	氏名	生年月日	明・大・昭 平・令	同居・別居の区分	同居 別居	続柄	
		個人番号			控除額				
	16歳未満の扶養親族 (控除対象外)	1	フリガナ	氏名	生年月日	平・令	同居・別居の区分	同居 別居	続柄
			個人番号			控除額			
		2	フリガナ	氏名	生年月日	平・令	同居・別居の区分	同居 別居	続柄
			個人番号			控除額			
3	フリガナ	氏名	生年月日	平・令	同居・別居の区分	同居 別居	続柄		
	個人番号			控除額					

1 収入金額等	事業	営業等	ア	円
	農	業	イ	
	不動産	ウ		
	利子	エ		
	配当	オ		
	給与	カ		
	雑	公的年金等	キ	
		業務	ク	
		その他	ケ	
	総合譲渡	短期	コ	
	一	長期	サ	
2 所得金額	事業	営業等	①	
	農	業	②	
	不動産	③		
	利子	④		
	配当	⑤		
	給与	⑥		
	雑	公的年金等	⑦	
		業務	⑧	
		その他	⑨	
	合計	(⑦ + ⑧ + ⑨)	⑩	
	総合譲渡・一時	⑪		
	合計	⑫		
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬		
	小規模企業共済等掛金控除	⑭		
	生命保険料控除	⑮		
	地震保険料控除	⑯		
	寡婦、ひとり親控除	⑰～⑱		
	勤労学生控除	⑲～⑳		
	障害者控除	㉑～㉒		
	配偶者(特別)控除	㉓		
	扶養控除	㉔		
	基礎控除	㉕		
⑬から㉕までの計	㉖			
雑損控除	㉗			
医療費控除	㉘			
合計	(㉖ + ㉗ + ㉘)	㉙		

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

分離課税に係る所得等のある方は、「市町民税・県民税申告書(分離課税等用)」をあわせて提出してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和4年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市町民税・県民税の納税方法

- ☐ 給与から差引き(特別徴収)
☐ 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

㉚ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
㉛ 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補填される金額	円
			円

6 給与所得の内訳

（日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。）

月	日	給	勤務 日数	月	収
1		円			円
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
賞 与 等					円
合 計					
勤務先所在地					
勤務先名					
電話番号					

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
		円	円	円

8 配当所得に関する事項

配当所得 の 種 類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費
		・	円	円
		・		
		・		
		・		
			国外株式等に係 る外国所得税額	

9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

種目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
		円	円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額－必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額－特別控除額)
総合譲渡	短期	円	円	円	円	円
	長期					円
一 時						円

右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。
右のニの金額を表面の⑪の所得金額欄へ記入してください。

ニ 合計イ + [(ロ + ハ) × ½]

11 事業専従者に関する事項

フリガナ		続柄		生年 月日	明・大・昭 平・令	・	・	専従者給与 (控除) 額	
1 氏名									
個人 番号									
フリガナ		続柄		生年 月日	明・大・昭 平・令	・	・	専従者給与 (控除) 額	
2 氏名									
個人 番号									
フリガナ		続柄		生年 月日	明・大・昭 平・令	・	・	専従者給与 (控除) 額	
3 氏名									
個人 番号									
所得税における青色申告の承認の有無				承認あり・承認なし		合計額			

12 別居の扶養親族等に関する事項

フリガナ		個人 番号		住所	
1 氏名					
フリガナ		個人 番号		住所	
2 氏名					
フリガナ		個人 番号		住所	
3 氏名					

13 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配 当 割 額 控 除 額	円
株式等譲渡所得割額控除額	

15 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ		続柄		生年 月日	明・大・昭 平・令	・	・	特別障害者に 該当する場合	級 度	別居の場合 の住所
氏名										
個人 番号										

裏

源泉徴収票及び証明書等はこちらに添付してください。

キ
リ
ト
リ
線

参 考 事 項

(収入のなかった方は該当する項目に記入してください。)

1. どうかの扶養親族であった場合、その方の住所
氏名 続柄
2. 失業中であった 年 月 日から 年 月 日まで
3. 学生 年 月卒業予定 学校名
4. 病気療養中 自宅・病院で療養中 年 月 日から 年 月 日まで
5. 遺族年金・障害年金で生活していた。
6. その他の理由で所得のなかった人は、具体的に記入してください。

14 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)		円
住所地の共同募金会、日赤支部・都道府県、 市区町村分(特例控除対象以外)		
条例指定分	都道府県	
	市区町村	

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。
ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(ニ)」を提出してください。

F A 7 0 0 0

令和 0 年分収支内訳書（一般用）

（あなたの本年分の事業所得の金額の計算内容をこの表に記載して確定申告書に添付してください。）

提出用

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

住所	フリガナ氏名	事務所所在地
事業所所在地	電話番号（自宅） （事業所）	氏名（名称）
業種名	加入団体名	電話番号

令和 年 月 日 （自 月 日 至 月 日）

整理番号

○給料賃金の内訳

氏名	氏名（年齢）	従事月数	給料賃金	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
	（ 歳）	月	円	円	円
	（ 歳）				
	（ 歳）				
その他（ 人分）					
計	延べ従事月数			⑪	

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額	左のうち必要経費	算入額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
	円	円	円	円

○事業専従者の氏名等

氏名	氏名（年齢）	続柄	従事月数
	（ 歳）		月
	（ 歳）		
	（ 歳）		
	延べ従事月数		

【税務署整理欄】

①	
②	
③	
④	
⑤	
⑥	

科 目	金 額	科 目	金 額
売上(収入)金額 ①		旅費交通費 ㉒	
家事消費費 ②		通信費 ㉓	
その他の収入 ③		広告宣伝費 ㉔	
計 (①+②+③) ④		接待交際費 ㉕	
期首商品(製品)棚卸高 ⑤		損害保険料 ㉖	
仕入金額(製品製造原価) ⑥		修繕費 ㉗	
小計(⑤+⑥) ⑦		消耗品費 ㉘	
期末商品(製品)棚卸高 ⑧		福利厚生費 ㉙	
差引原価(⑦-⑧) ⑨			
差引金額(④-⑨) ⑩			
給料賃金 ⑪			
外注工賃 ⑫			
減価償却費 ⑬			
貸倒金 ⑭			
地代家賃 ⑮			
利子割引料 ⑯			
租税公課 ㉑			
荷造運賃 ㉒			
水道光熱費 ㉓			

その他の経費

専従者の経費

所得金額 (⑩-⑳)

○売上(収入)金額の明細

売 上 先 名	所 在 地	売 上 (収 入) 金 額
		円
上 記 以 外 の 売 上 先 の 計		
右記①のうち 軽減税率対象		円 計 ①

○仕入金額の明細

仕 入 先 名	所 在 地	仕 入 金 額
		円
上 記 以 外 の 仕 入 先 の 計		
右記⑥のうち 軽減税率対象		円 計 ⑥

○減価償却費の計算

減価償却資産 の名称等 (繰延資産を含む)	取得 年月 年・月	①取得 価額 (償却保証額)	②償却 になる 金額	償却 方法	耐用 年数	③償却率 又は 改定償却率	④本年 中の 償却 期間	⑤本年 普通 償却費 (③×④×⑧×⑨)	⑥年 分の 償却費 (⑤+⑩)	⑦事業専 用割合 %	⑧本年分の必要 経費算入額 (⑤×⑨)	⑨未償却残高 (期末残高)	要 摘
		円 ()	円		年		12	円	円		円	円	
		円 ()					12						
		円 ()					12						
		円 ()					12						
		円 ()					12						
		円 ()					12						
計							12				⑬		

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ④欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の賃借料・権利金等	左の賃借料のうち 必要経費算入額
		円 地更賃	円
		円 権更賃	

◎本年中における特殊事情

○利子割引料の内訳 (金融機関を除く)

支払先の住所・氏名	借入金等の金額	本年中の 利子割引料	左のうち必要 経費算入額
	円	円	円

令和0年分収支内訳書 (農業所得用)

（）の金額の記載し、あなたの計算内容の農業所得の記載をこの表に添付してください。

提出用

この収支内訳書は機械で読み取りやすいので、黒のボールペンで書いてください。

住 所		業 種 名	依 頼	事 務 所 所 在 地		
		農 園 名	税 理	氏 名 (名 称)		
			士 等	電 話 番 号		
フリガナ 氏 名		電 話 番 号				

令和 年 月 日 (自 月 日至 月 日)

○雇人費の内訳

[illegible]

科 目		金 額	科 目	金 額
収 入 金 額	販 売 金 額 ①		修 繕 費 ⑪	
	家 事 消 費 金 額 ②		動 力 光 熱 費 ⑫	
	家 事 業 消 費 ③		作 業 用 衣 料 費 ⑬	
入 金 額	雑 収 入 ④		農 業 共 済 掛 金 ⑭	
	小 計 (①+②+③) ⑤		荷 造 運 賃 手 数 料 ⑮	
	農 産 物 の 期 首 ⑥		土 地 改 良 費 ⑯	
	棚 卸 高 ⑦			
金 額	計 (④-⑤+⑥) ⑧		経 費 ⑰	
	雇 人 費 ⑨		農 産 物 以 外 の 期 首 ⑱	
	小 作 料 ・ 賃 借 料 ⑩		棚 卸 高 ⑲	
	減 価 償 却 費 ⑪		経 費 から 差 し 引 く 興 業 牛 馬 等 の 育 成 費 用 ⑳	
	貸 倒 金 ⑫		小 計 (⑰+⑱+㉑) ㉒	
	利 子 割 引 料 ⑬		経 費 計 (⑸~㉒ま での 計 + ㉓) ㉔	
	租 税 公 課 ⑭		専 従 者 控 除 前 の 所 得 金 額 (㉔-㉕) ㉖	
	そ の 他 ⑮		専 従 者 控 除 ⑯	
	種 苗 費 ⑯		所 得 金 額 (㉖-㉗) ㉘	
	素 畜 費 ⑰		⑳ の うち、肉 用 牛 に つ い て 特 例 の 適 用 を 受 け る 金 額 ㉙	
他 の 経 費	肥 料 費 ⑱			
	飼 料 費 ㉑			
	農 具 費 ㉒			
費	農 業 生 産 費 ㉓			
	諸 材 料 費 ㉔			

○小作料・賃借料の内訳

支 払 先 の 住 所 ・ 氏 名	賃 料、の 別 小 作 料、 耕 料 等	面 積 ・ 数 量	支 払 額
		a・kg	円

○事業専従者の氏名等

氏名 (年齢)	続柄	従事月数	月
(歳)			
(歳)			
(歳)			
(歳)			
		延べ従事月数	

【稅務署整理欄】

(B)	

○収入金額の明細

[illegible]

○減価償却費の計算

減価償却資産 の名称等 (繰延資産を含む)	面積又は数量	取得年月日(成熟年・月・日)	①取得価格(償却保証額)	②償却になる金額	償却方法	耐用年数	③償却率は、 又は改定率	④本年普通償却費 $(\text{㊸} \times \text{㉑}) \times (\text{㉒})$	⑤特種償却費	別費用	⑥本年分の償却合計 $(\text{㉓}) + (\text{㉔})$	⑦事業専用に割合	⑧本年分の必要経費算入額 $(\text{㉕}) \times (\text{㉖})$	⑨未償却残高 (期末残高)	摘要
		年・月・日	()円	円		年		月	円	円	円	%	円	円	
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
計	/	/	/	/	/	/	/	12					⑩		

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ④欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

◎果樹・生馬等の育成費用の計算（販売用の生馬、受託した生馬は除きます。）

果樹・牛馬等の名称	取得・生産等・定植等の年月日	①前年の繰越額 円	資成費			費用の明細		④本年中に成熟したものの取得価額 円	⑦翌年へ繰越額 (⑦+⑧-⑨) 円	⑩、⑪、⑫の金額の計算方法
			③本年中の種苗費、畜料、素	④本年中の肥料、農薬等の投下費用 円	⑤小計 (③+④) 円	⑥育成中の果樹等から生じた収入金額 円	⑧本年に取得価額に加算する金額(②-⑤) 円			
		円		円		円	円	円		
計	/				⑦					

◎本年中における特殊事情

年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住所

氏 名

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。

※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。

(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

- ①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、
④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が
支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
円	円	円

2 医療費（上記 1 以外）の明細

「領収書 1 枚」ごとではなく、
「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

[illegible]

医 療 費 の 合 計	A	(㉞+㊱) 円	B	(㊱+㊱) 円
-------------	---	---------	---	---------

3 控除額の計算

支払った医療費	(合計)	円
保険金などで 補てんされる金額		
差引金額 ([A] - [B])	(マイナスのときは0円)	
所得金額の合計額		
[D] × 0.05	(赤字のときは0円)	
[E]と10万円のいずれか 少ない方の金額		
医療費控除額 ([C] - [F])	(最高200万円、赤字のときは0円)	

A
B
C
D
E
F
G

申告書第一表の「所得金額等」の合計欄の金額を転記します。

(注) 次の場合には、それぞれの金額を加算します。

- ・退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額
- ・ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額
(特別控除前の金額)

なお、損失申告の場合には、申告書第四表（損失申告用）の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の⑨の金額を転記します。

申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記します。

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

重要なお知らせ

平成29年分の確定申告から、「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、医療費の領収書の添付又は提示は必要ありません。ただし、明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限等から5年間、税務署から領収書（医療費通知に係るものを除きます。）の提示又は提出を求める場合がありますので、領収書はご自宅等で保管してください。

医療費控除の明細書の記載要領

この明細書は、所得税法第73条（医療費控除）の適用を受ける場合に使用します。この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けることができませんので、ご注意ください。

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知を添付する場合、(1)～(3)を記入します。

- ※ 1 医療費通知とは、医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の事項が記載されたものをいいます。
 - ①被保険者等の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた者 ④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称
 - ⑤被保険者等が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称
- ※ 2 自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費に関する医療費通知に限りします。
- ※ 3 医療費通知に保険者番号及び被保険者等記号・番号の記載がある場合、その番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。

(1)「医療費通知に記載された医療費の額」欄

自己が負担した医療費の合計額を記入します。通知が複数ある場合は、全て合計し記入します。

(2)「(1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額」欄

(1)の医療費のうち、その年中に実際に支払った医療費の合計額を記入します。

※ 医療費通知に記載された医療費の額は、実際に支払った金額と異なる場合がありますので、領収書をご確認ください。

(3)「(2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額」欄

生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定等に基づき受け取った保険金や給付金（入院費給付金、出産育児一時金、高額療養費など）がある場合に、その金額を記入します。

※ 保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても、他の医療費からは差し引けません。

保険金などで補てんされる金額が確定申告書を提出する時までに確定していない場合には、その保険金などの見込額を記載します。後日、保険金などを受け取った際に、その額が見込額と異なるときは、申告内容を訂正してください。

記入例

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
176,584 円	153,300 円	円

医療費通知に記載された自己負担額の合計額を記入します。

(1)で記入した医療費のうち、その年中に実際に支払った金額を領収書等で確認し、合計額を記入します。

(2)の医療費について、保険金などを受け取った場合は、その金額を記入します。

2 医療費(上記①以外)の明細

その年中に自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費について、領収書から必要事項を記入します。なお、「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(「①医療費通知に記載された事項」に記入したものについては、記入しないください。)

(1)「医療を受けた方の氏名」欄

医療を受けた方の氏名を記入します。

(2)「病院・薬局などの支払先の名称」欄

診療を受けた病院や医薬品を購入した薬局などの支払先の名称を記入します。

(3)「医療費の区分」欄

医療費の内容として該当するものを全てチェックします。

(4)「支払った医療費の額」欄

医療費控除の対象となる金額を記入します。

(5)「(4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額」欄

上記①(3)と同様です。

例) 国税太郎さんが〇△病院に通院した場合

2月18日 診療：6,500円 通院費(JR、〇〇バス) 往復780円
5月28日 診療：5,500円 通院費(JR、〇〇バス) 往復780円
〇△病院計：12,000円 通院費計：1,560円

※ 「□その他の医療費」欄は、例えば、通院費、医療器具の購入(いずれも通常必要なものに限りします。)などがある場合にチェックします。

※ 通院費の支払先が乗り継ぎ等により複数ある場合には、記入例のようにまとめて記入しても差し支えありません。

※ 控除の対象となる医療費の範囲など、詳しくはパンフレット「医療費控除を受けられる方へ」や国税庁ホームページをご覧ください。

記入例

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
国税 太郎	〇△病院	☒ 診療・治療 ☐ 医薬品購入 ☐ 介護保険サービス ☐ その他の医療費	12,000 円	円
//	JR、〇〇バス	☐ 診療・治療 ☐ 医薬品購入 ☒ 介護保険サービス ☐ その他の医療費	1,560	円

添付又は提示が必要な書類

- この「医療費控除の明細書」（添付）
- 医療費通知（原本）「① 医療費通知に記載された事項」に記入したものに限りします。（添付）
- 次の費用について医療費控除を受ける場合は、それぞれ該当する書類を取得する必要があります。

これらの書類に記載された①証明年月日、②証明書の名称及び③証明者の名称（医療機関名等）を明細書の適宜の欄又は欄外余白などに記載することで、添付又は提示を省略しても差し支えありません。この場合、添付等を省略した証明書などは、確定申告期限等から5年間ご自宅等で保存する必要があります。

◎ 寝たきりの人のおむつ代

※ おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

医師が発行した「おむつ使用証明書」

◎ 温泉利用型健康増進施設の利用料金

温泉療養証明書

◎ 指定運動療法施設の利用料金

運動療法実施証明書

◎ ストマ用装具の購入費用

ストマ用装具使用証明書

◎ B型肝炎患者の介護に当たる同居の親族が受ける同ワクチンの接種費用

医師の診断書(その患者がB型肝炎にかかっており、医師による継続的治療を要する旨の記載のあるもの)

◎ 白内障等の治療に必要な眼鏡の購入費用

処方箋(医師が、白内障等一定の疾病名と治療を必要とする症状を記載したもの)

◎ 市町村又は認定民間事業者による在宅療養の介護費用

在宅介護費用証明書

医療費控除に関する詳しいことは、パンフレット「医療費控除を受けられる方へ」や国税庁ホームページをご覧ください。

医療費通知などの書類を添付する場合は、こちらに貼ってください。

→ 前ページの続き

(2)平成23年12月31日以前に締結した保険契約等【旧契約】

年間支払保険料の合計	控除額
15,000 円以下	支払額
15,000 円超～40,000 円以下	支払額×0.5+7,500 円
40,000 円超～70,000 円以下	支払額×0.25+17,500 円
70,000 円を超えた場合	一律 35,000 円

「一般生命保険料控除(A)」「個人年金保険料控除(B)」

適用限度額は従前どおりA、B各 35,000 円、合計適用限度額は 70,000 円となる。

A(35,000 円)+B(35,000 円)=上限7万円

⑮生命保険料控除

(3)【新契約】と【旧契約】の双方について保険料控除の適用を受ける場合

一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除について、新契約と旧契約の双方の支払保険料がある場合は、それぞれ次の合計額(ア+イ)が控除額となるが、適用限度額は 28,000 円となる。

ア 新契約の支払保険料は、上記(1)の表で計算した金額

イ 旧契約の支払保険料は、上記(2)の表で計算した金額

(1)～(3)を図で表すと下表のようになります。

全体の合計適用限度額 7万円

【新契約】

一般生命保険料控除
適用限度額 28,000 円

介護医療保険料控除
適用限度額 28,000 円

個人年金保険料控除
適用限度額 28,000 円

+

新契約と旧契約の双方で
保険料控除の適用を受ける場合
適用限度額 28,000 円

+

【旧契約】

一般生命保険料控除
適用限度額 35,000 円

個人年金保険料控除
適用限度額 35,000 円

⑯地震保険料控除

損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料がある場合

区分	年間支払保険料の合計	控除額
(1)地震保険料	50,000 円以下	支払金額×0.5
	50,000 円超	25,000 円
(2) 旧長期損害保険料	5,000 円以下	支払金額
	5,000 円超 15,000 円以下	支払金額×0.5+2,500 円
	15,000 円超	10,000 円
(1)、(2)の両方がある場合		(1)、(2)のそれぞれの方法で計算した金額の合計額(最高 25,000 円)

⑰寡 婦 控 除

次の(イ)または(ロ)に該当する人で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がおらず、合計所得金額が 500 万円以下の人 (控除額 260,000 円)

(イ)夫と離別後婚姻していない人で、扶養親族がいる人

(ロ)夫と死別後婚姻していない人

⑱ひとり親 控 除

次の(ハ)と(ニ)の両方に該当する人 (控除額 300,000 円)

(ハ)婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にしている子(総所得金額等の合計が 48 万円以下で、他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされていない者に限る。)を有する人

(ニ)事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がおらず、合計所得金額が 500 万円以下の人

⑱勤 労 学 生 控 除	学校教育法第1条に規定する学校の学生、生徒または児童で、合計所得金額が 75 万円以下で、かつ不動産等の勤労によらない所得が 10 万円以下である人 (控除額 260,000 円)																																														
⑳障 害 者 控 除	あなたが障がい者か、控除対象配偶者や扶養親族(年少扶養親族含む)が障がい者である場合 ○普通障がい者一人について (控除額 260,000 円) ○特別障がい者一人について(同居以外) (控除額 300,000 円) ○特別障がい者一人について(同居) (控除額 530,000 円) ※身体障害者手帳1,2級／精神障害者手帳1級／療育手帳Aをお持ちの方は、特別障害者控除の対象になります。																																														
㉑配 偶 者 控 除	あなたの合計所得金額が 1,000 万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者(事業専従者を除く)の令和3年中の合計所得金額が 48 万円以下の場合 <table><tr><th rowspan="2">あなたの合計所得金額</th><th colspan="2">控除額</th></tr><tr><th>一般</th><th>老人</th></tr><tr><td>900 万円以下</td><td>33 万円</td><td>38 万円</td></tr><tr><td>900 万円超～950 万円以下</td><td>22 万円</td><td>26 万円</td></tr><tr><td>950 万円超～1,000 万円以下</td><td>11 万円</td><td>13 万円</td></tr></table> 「老人」は昭和27年1月1日以前生まれの人が該当 ※「配偶者控除」と「配偶者特別控除」は、どちらか一方のみ該当します。				あなたの合計所得金額	控除額		一般	老人	900 万円以下	33 万円	38 万円	900 万円超～950 万円以下	22 万円	26 万円	950 万円超～1,000 万円以下	11 万円	13 万円																													
あなたの合計所得金額	控除額																																														
	一般	老人																																													
900 万円以下	33 万円	38 万円																																													
900 万円超～950 万円以下	22 万円	26 万円																																													
950 万円超～1,000 万円以下	11 万円	13 万円																																													
㉒配偶者特別控除	あなたの合計所得金額が 1,000 万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者(事業専従者を除く)の合計所得金額が 48 万円を超え 133 万円以下の場合 控除額は配偶者の所得に応じて違いますので下記表3をご覧ください。 表3 配偶者特別控除額 <table><tr><th rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th><th colspan="3">あなたの合計所得金額</th></tr><tr><th>900 万円以下</th><th>900 万円超 ～950 万円以下</th><th>950 万円超 ～1,000 万円以下</th></tr><tr><td>48 万円超～95 万円以下</td><td>33 万円</td><td>22 万円</td><td>11 万円</td></tr><tr><td>95 万円超～100 万円以下</td><td>33 万円</td><td>22 万円</td><td>11 万円</td></tr><tr><td>100 万円超～105 万円以下</td><td>31 万円</td><td>21 万円</td><td>11 万円</td></tr><tr><td>105 万円超～110 万円以下</td><td>26 万円</td><td>18 万円</td><td>9 万円</td></tr><tr><td>110 万円超～115 万円以下</td><td>21 万円</td><td>14 万円</td><td>7 万円</td></tr><tr><td>115 万円超～120 万円以下</td><td>16 万円</td><td>11 万円</td><td>6 万円</td></tr><tr><td>120 万円超～125 万円以下</td><td>11 万円</td><td>8 万円</td><td>4 万円</td></tr><tr><td>125 万円超～130 万円以下</td><td>6 万円</td><td>4 万円</td><td>2 万円</td></tr><tr><td>130 万円超～133 万円以下</td><td>3 万円</td><td>2 万円</td><td>1万円</td></tr></table>				配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額			900 万円以下	900 万円超 ～950 万円以下	950 万円超 ～1,000 万円以下	48 万円超～95 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円	95 万円超～100 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円	100 万円超～105 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円	105 万円超～110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円	110 万円超～115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円	115 万円超～120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円	120 万円超～125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円	125 万円超～130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円	130 万円超～133 万円以下	3 万円	2 万円	1万円
配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額																																														
	900 万円以下	900 万円超 ～950 万円以下	950 万円超 ～1,000 万円以下																																												
48 万円超～95 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円																																												
95 万円超～100 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円																																												
100 万円超～105 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円																																												
105 万円超～110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円																																												
110 万円超～115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円																																												
115 万円超～120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円																																												
120 万円超～125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円																																												
125 万円超～130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円																																												
130 万円超～133 万円以下	3 万円	2 万円	1万円																																												
㉓扶 養 控 除	あなたと生計を一にする親族(配偶者以外)で令和3年中の合計所得金額が48万円以下の場合 ○一般扶養・・・平成18年1月2日以後生まれの扶養親族を除く (控除額 330,000 円) ○特定扶養・・・平成11年1月2日から平成15年1月1日生まれの扶養親族 (控除額 450,000 円) ○老人扶養・・・昭和27年1月1日以前生まれの扶養親族 (控除額 380,000 円) ○同居老親等・・・昭和27年1月1日以前生まれの人で同居している直系尊属 (控除額 450,000 円) ○年少扶養・・・平成18年1月2日以降生まれの扶養親族 (控除額 0 円) ただし、障害者控除は適用され、市県民税の非課税判定には人数が含まれます。																																														
㉔基 礎 控 除	<table><tr><td>合計所得金額</td><td>2,400 万円以下</td><td>2,450 万円以下</td><td>2,500 万円以下</td><td>2,500 万円超</td></tr><tr><td>控除額</td><td>43 万円</td><td>29 万円</td><td>15 万円</td><td>適用無し</td></tr></table>				合計所得金額	2,400 万円以下	2,450 万円以下	2,500 万円以下	2,500 万円超	控除額	43 万円	29 万円	15 万円	適用無し																																	
合計所得金額	2,400 万円以下	2,450 万円以下	2,500 万円以下	2,500 万円超																																											
控除額	43 万円	29 万円	15 万円	適用無し																																											

申告相談会場に来られる方は
必ずお読みください

【税務課からのおねがい】

◎申告相談会場を訪れる前に、しっかりと事前準備をお願いします。

★ 事業所得（農業・営業）・不動産所得がある方

必ず収入や経費を合算し、帳簿にまとめるか収支内訳書を作成した上で
ご来場ください。

★ 医療費控除を申告される方

医療費の領収書等は事前に合算（個人・医療機関ごと）し、別紙明細書
に記載の上でご来場ください。

※職員による計算集計は行いません。（会場内に一定間隔で計算用の机を設置します
が、計算は相談者ご自身でしていただきます）

◎次の申告については、市の申告相談では受付できない場合があります。
武雄税務署にて申告を行ってください。

- 青色申告 ○損失繰越 ○雑損控除の申告（計算書なしの場合）
- 住宅借入金特別控除（1年目の方） ○令和2年分以前の申告
- 準確定申告（亡くなられた方の申告）
- 分離課税の申告（土地建物・株式などの譲渡所得、上場株式等の配当所得、先
物取引に係る雑所得など）

◎申告期間中は、市役所での申告相談は行いません。

申告期間中は担当職員が申告受付で不在となります。**申告等についてお問い合わせ**
いただく場合は **2月15日午前中**までに済ませるようご協力をお願いします。申
告期間中にお問い合わせいただいた場合、内容によっては翌日以降のご連絡にな
る場合もありますのであらかじめご了承ください。

国税庁のチャットボットでも相談できます。

右のQRコードからご利用ください。



◎感染症対策を十分行ったうえで、ご来場をお願いします。

- ・事前にご自宅で検温し、発熱（37.5℃以上）や体調不良、風邪の症状がある
場合は来場をお控えください。
- ・来場の際はマスクの着用をお願いします。
- ・できるだけ少人数での来場をお願いします。

申告相談会場について

各申告相談会場に入場するには、「整理券」が必要となります。

申告会場の混雑を避けるために、1日あたりの来場者数を制限して運営を行います。上限に達した場合は別日での相談をお願いする場合があります。

1. 整理券の配布方法

- ・整理券は前日（前日が土日祝の場合は直前の平日）夕方 16 時に各会場入口付近に設置しますので、相談希望者ご自身で取得していただきますようお願いいたします。
- ・相談者 1 名ごとに整理券をお取り下さい。
- ・整理券は記載された日のみ有効となります。

2. 各会場の待ち時間について

相談会場内での密を避けるため、基本的に自家用車又は自宅等による待機をお願いいたします。

→ 電話による自動応答案内やスマホ等による QR コード読取により、受付進行状況が確認できます。

※整理券に記載されている「入場できる時刻」を目安にご来場ください。

受付状況により会場が密になる場合は、入場をお待ちいただくことがあります。

<自動応答案内の電話番号>

武雄会場：050-3184-1008

山内会場：050-3184-0906

北方会場：050-3184-0810

<スマホ等での確認方法>

【武雄会場】



【山内会場】



【北方会場】



※上記の受付進行状況の確認方法につきましては、各会場の整理券にも記載しています。

パソコン・スマホ
が便利!!

自動計算

自動入力

自宅から



確定申告

検索

今年から

確定申告作成コーナーなら自宅ですべて申告ができます。

スマホのカメラで給与の源泉徴収票を撮影すれば、入力の必要はありません!!

マイナポータルと連携すれば、ふるさと納税や地震保険料、医療費などの情報もまとめて取得し、申告書に自動入力!!

マイナポータルアプリを利用すれば、パソコンからの e-Tax 送信もカードリーダー不要で簡単に!!

さらに、e-Tax なら還付も早い!!

確定申告は、好きな時間に簡単・便利な e-Tax で!!

休日申告相談会場について

武雄市役所 1 階税務課フロアーで行います。

当日は正面入口右側の専用出入口から入場してください。



※休日申告相談日以外では、こちらの専用出入口は使用できません。

申告に必要なもの

1.印鑑
2.マイナンバー確認書類【必須】 [①か②のどちらか] ①個人番号カード(顔写真付きのマイナンバーカード) ②マイナンバーの通知カード(紙製のもの) + 本人確認書類(運転免許証、パスポート、健康保険証等)
3.令和3年中の収入が明らかとなる資料【該当するもの】 ①給与所得者は、給与の源泉徴収票 ②公的年金等所得者は、公的年金等の源泉徴収票 ③事業所得(営業等、農業)者、不動産所得者は、収入・経費を記入した帳簿書類、アグネス、営農通帳等 ④その他 保険金の支払証明や支払調書等
4.控除に必要な資料【該当するもの】 ①社会保険料、生命保険料、地震保険料等控除の証明書 ②医療費控除のための領収書、医療費通知(医療費のお知らせ等) セルフメディケーション税制を選択の場合は、一定の取組を行った証明書類(健診結果、領収書等)
5.その他 ①還付申告の場合は、申告者名義の金融機関通帳かキャッシュカード ②税務署から送付された案内のハガキ

令和4年 申告相談日程及び会場

対象地区		相談会場	相談日	受付及び相談時間
山内町		山内公民館	2月16日(水)から 3月15日(火)まで (土日祝は除く)	9時00分から 16時00分まで
北方町		北方公民館		
旧武雄市	西川登町	西川登公民館	2月16日(水)	1日目 9時00分から 16時00分まで
			2月17日(木)	
	東川登町	東川登公民館	2月18日(金)	
			2月21日(月)	
	武内町	武内公民館	2月22日(火)	
			2月24日(木)	
	若木町	若木公民館	2月25日(金)	
			2月28日(月)	
	朝日町	朝日公民館	3月1日(火)	
			3月2日(水)	
	橘町	橘公民館	3月3日(木)	2日目 9時00分から 12時00分まで
			3月4日(金)	
	武雄町	文化会館 ミーティングホール	3月7日(月)	9時00分から 16時00分まで
			3月8日(火)	
旧武雄市 (割り当ての日に来られない方)		文化会館 ミーティングホール	3月9日(水)から 3月15日(火)まで (土日は除く)	

<注意>

- ① 対象地区会場以外では相談受付ができません。
- ② 前日(前日が土日祝の場合は直前の平日)16時から整理券(記載日のみ有効)を会場入口に設置します。詳細は9ページをご覧ください。

<休日申告相談のご案内>

対象地区	相談会場	相談日	受付及び相談時間
武雄市 全域	武雄市役所1階 税務課フロアー	2月23日(祝)	9時00分から 13時00分まで

- ・前日(火曜日)16時から整理券(記載日のみ有効)を正面入口に設置します。
当日は専用出入口に設置します。
- ・会場の詳細については10ページへ。

下記の申告につきましては、市の申告相談では受付できない場合があります。武雄税務署で申告をお願いします。

- 青色申告 ○損失繰越 ○雑損控除の申告(計算書なしの場合)
- 住宅借入金特別控除(初年度) ○令和2年分以前の申告 ○準確定申告(亡くなられた方の申告)
- 分離課税の申告(土地建物・株式などの譲渡所得、上場株式等の配当所得、先物取引に係る雑所得など)